

地域医療連携推進法人

(設立概要)

地域医療連携推進法人制度

平成27年9月の医療法改正(同29年4月2日施行)により創設

<趣旨>

- 医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、質の高い医療を効率的に提供するとともに、介護との連携も図りながら、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築することを目的とする。

<仕組み>

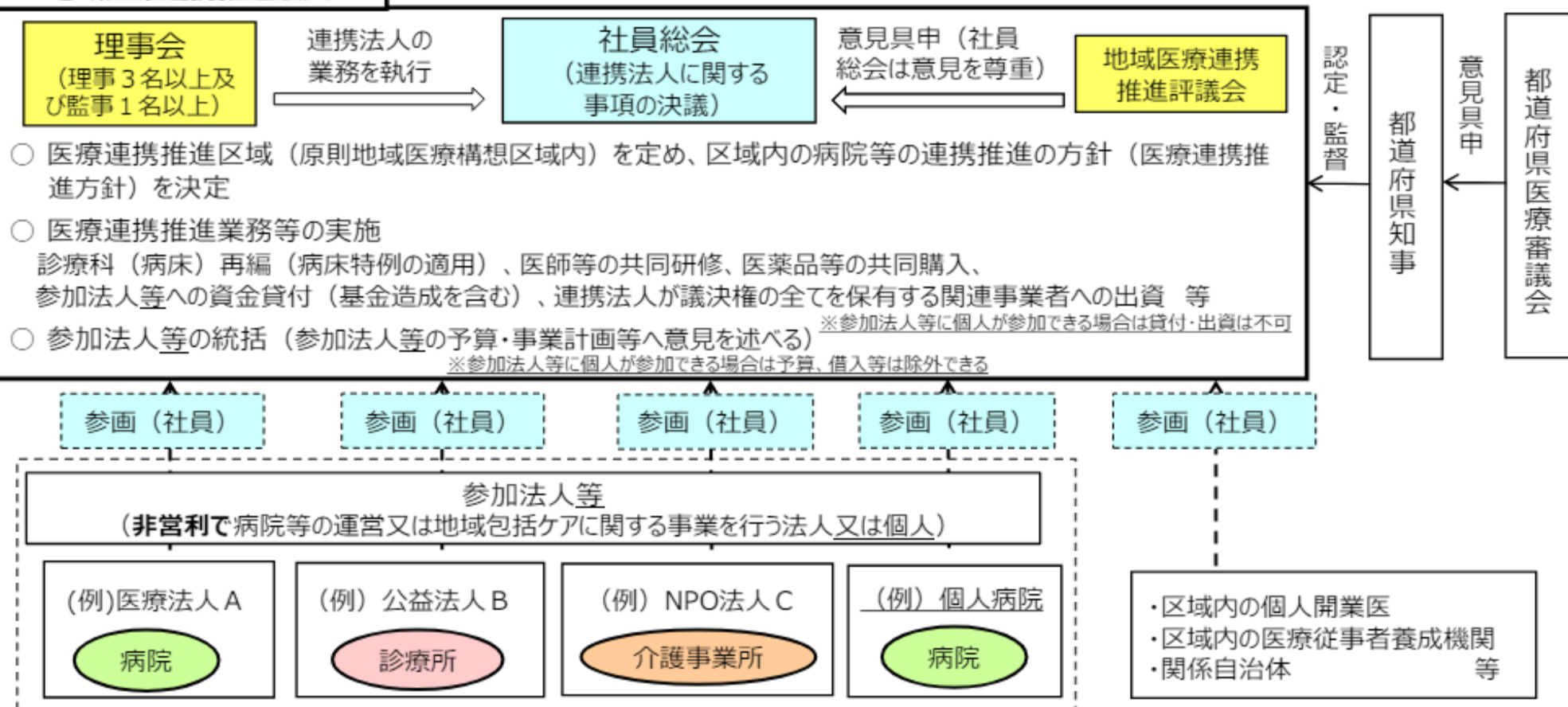
- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供することを目的として、方針(医療連携推進方針)を定め、連携して業務を行う複数の医療法人等からなる一般社団法人を、都道府県知事が認定(医療連携推進認定)する制度。

地域医療連携推進法人制度の概要

※制度改正後（令和6年4月1日以降）
下線部分が改正箇所

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定（認定基準の例）
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

本法人設立を目指す背景

～松本医療圏域における環境変化と経営状況～

I. 環境変化・・・人口減少、少子高齢化の進展

①人口減少・少子化の進展

- * 医療従事者の絶対数不足と働き方改革の進展
- * 医療資源の偏在と医師等医療従事者の都市部集中

②高齢化の進展

- * 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の急増

II. 経営状況・・・厳しさを増す経営状況(利益創出が困難)

①物価の高騰

②人件費の増加

③必要投資の増加(IT関連、セキュリティ関連 他)

対応のための方向性

- 人口減少、少子高齢化により医療ニーズは変化・多様化するうえ、経営資源の確保も困難となり、自院のみでの対応では限界が生じる。
- 2024診療報酬改定における評価体系も、今後は地域内で医療および介護・福祉の各施設が連携する事でニーズに応える方向性が示されている。

＊ 自院の工夫だけでは限界があるため、各施設が自施設の役割を明確にしたうえで、他施設との連携協働による解決を図ることが必要となる。

➤ 地域医療連携推進法人制度を活用した連携／協働事業を対応策の一案としたい
（「病院完結型」→「地域完結型」へ）（「競争」→「協調」へ）（「経営上メリットの享受」）

【本件：地域医療連携推進法人の設立目的】

～3つの柱～

※医療を取り巻く環境変化に対応すべく、志を同じくする仲間が、地域医療連携推進法人を設立し、その枠組みを活用した諸施策の実施により地域へ安定的かつ充実した医療サービスを提供する

I. 役割分担と機能分化への対応

- ・ 参加法人等が各々の経営の独立性を保ちながら地域における自施設の機能・役割を十分に発揮するため、連携推進法人は、役割分担や機能分化に資する各種施策を展開する

II. 厳しさを増す経営環境への対応

- ・ 厳しさを増す経営環境下においても各参加法人等が継続的かつ発展的に事業展開が可能となるよう、連携推進法人は経営体質強化に繋がる各種合理化・効率化施策を展開する

III. 人材確保と育成への対応

- ・ 人口減少、少子高齢化が加速する状況下でも安定的な医療提供が可能となるよう、連携推進法人は各種の人材確保・育成策を展開する

地域医療連携推進法人 信州松本ヘルスケアネットワーク

法人呼称	一般社団法人 信州松本ヘルスケアネットワーク
代表者の氏名	相澤 孝夫
主たる事務所の所在地	長野県松本市本庄2丁目5番1号
連携区域	松本市、安曇野市、塩尻市、山形村、朝日村、筑北村、麻績村、生坂村
主な医療連携推進業務	①医療機能の分担と病床機能の分化に関する事業 ②参加法人等が個別に実施する間接部門業務の共同実施に関する事業 ③システム関連業務の連携・共同化による情報ネットワーク構築に関する事業 ④医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入に関する事業 ⑤高額医療機器の共同利用に関する事業 ⑥医療介護従事者の確保と派遣や出向による人材の交流・有効活用に関する事業 ⑦職員の資質向上に関する共同研修・勉強会・講演会等の実施に関する事業
参加法人	社会医療法人財団慈泉会、医療法人藤森医療財団、医療法人博愛会 医療法人憲之会、社会福祉法人国際保健支援会、社会福祉法人恵清会

<医療連携推進業務>

I. 医療機能の分担と病床機能分化への取り組み(連携推進業務(1))

①限られた医療資源の中で、地域住民が必要とする医療を適切な医療機関で受けられるよう、専門性の高い急性期拠点機能を有する病院と、増加する高齢者疾患等への対応を担う高齢者救急・地域急性期機能を有する病院、さらに在宅医療等連携機能を有する病院との機能分担を進め、必要に応じて参加法人内での病床融通による病床機能の分化を検討・実施することで地域における質の高い医療を効率的に提供する

医療機能の分担と病床機能分化



<参加法人内の連携体制について>

- 左図のように、次期地域医療構想を見据えつつ、医療機関機能に着目した連携体制の構築を推進する。
- 医療機関から介護事業所への患者移動が円滑に行われるよう、病院、診療所と介護施設の連携を強化する。
- 介護・医療従事者等の人事交流を通じ、在宅医療・介護の連携強化を進め、地域包括ケア体制の構築を推進する。

他

※(病床過剰地域であっても)医療機能の分化・連携を推進するために病床再編が有効となる場合において病床の融通を参加法人間で行う事が可能

※要件: ①地域医療構想達成のために必要なもの ②病床数の合計が増加しないこと ③あらかじめ地域医療連携推進評議会の意見を聴いたうえで行われるもの ④病床数合計が減少する場合、連携推進区域内の医療提供体制確保に支障を及ぼさないこと

※県は必要な病床数を認めるに当たり、地域医療構想調整会議の協議の報告性に沿ったものであることを確認するとともに、県医療審議会に諮る必要がある

Ⅱ. 連携業務による業務効率化への取り組み

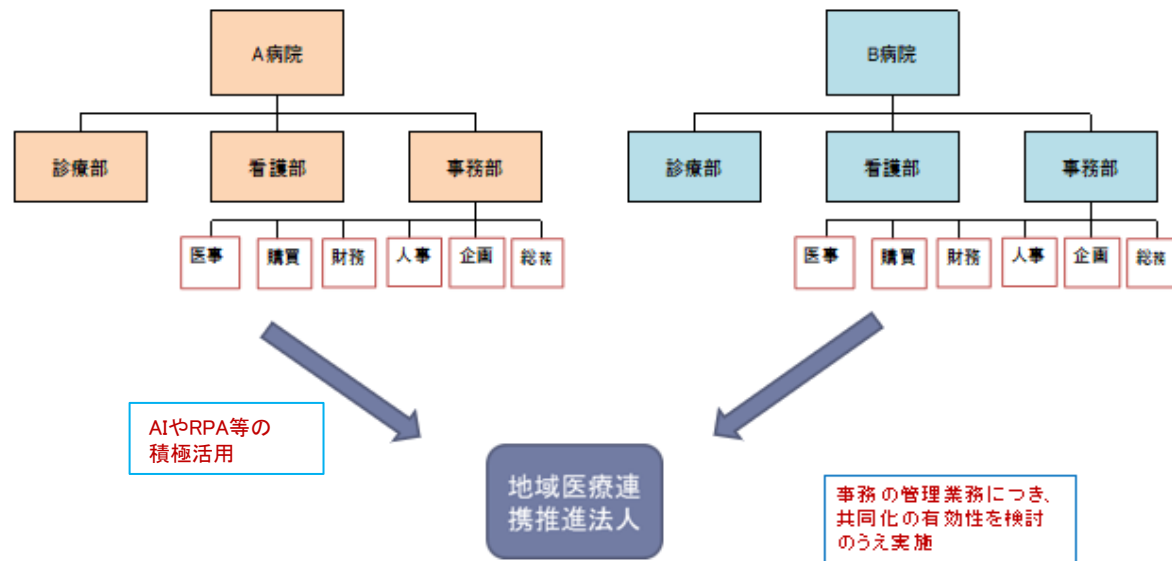
①間接部門業務の共同実施に関する事業(連携推進業務(2))

医事請求業務、購買業務等、参加法人が個別に実施する管理業務を共同で実施することの有効性を検討・実施することで間接部門業務の効率化を図る

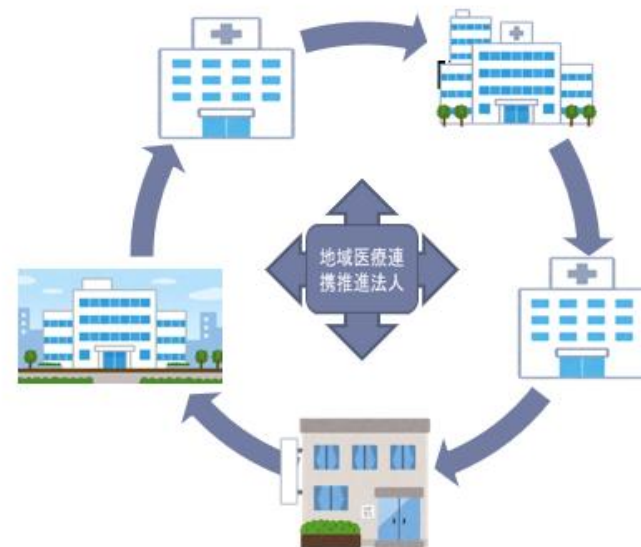
②システム関連業務の連携・共同化による情報ネットワーク構築に関する事業(連携推進業務(3))

参加法人が相互に連携して事業を進めるために、電子カルテ、会計システム、患者情報の共有化等、システム関連業務の連携・共同化による情報ネットワークの構築を検討・実施することで経営の効率化を図る

間接部門業務の効率化



システム関連業務の連携・共同化による情報ネットワークの構築



Ⅲ. 参加法人の経営に資する調整や交渉への取り組み

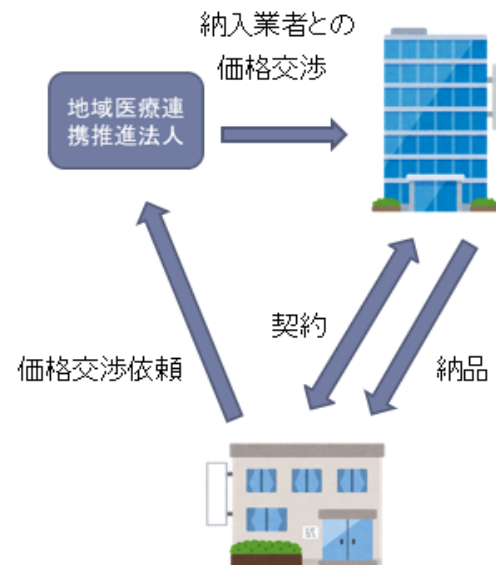
①医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入に関する事業(連携推進業務(4))

・各参加法人の医薬品・医療機器およびその他の物資の購入状況の調査分析を行ったうえで、スケールメリットを活かした共同購入や購入調整に取り組むとともに、規格の統一化による共同備蓄や共同利用による経営の合理化を図る

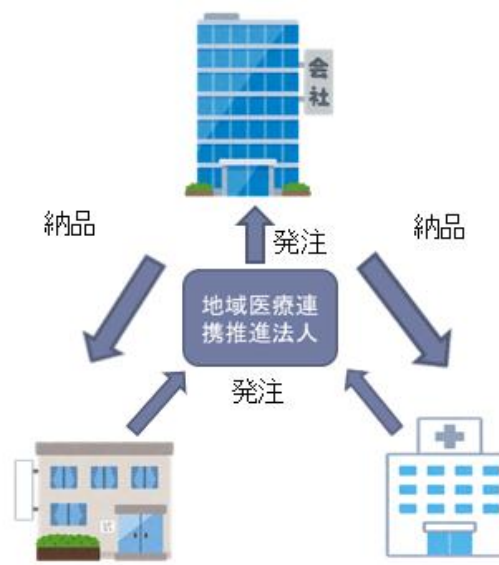
②高額医療機器の共同利用に関する事業(連携推進業務(5))

・参加法人内における高額医療機器の保有状況を把握のうえ、適正配置・共同利用することで、既存機器の有効活用を行うとともに、重複投資および重複検査の抑制が可能となる体制を構築する

共同購入調整(医薬品、医療機器) (価格交渉代行、購買受託業務)



共同購入(その他物資)



医療機器の共同利用/有効活用



IV. 医療従事者の確保と育成のための仕組みの構築への取り組み

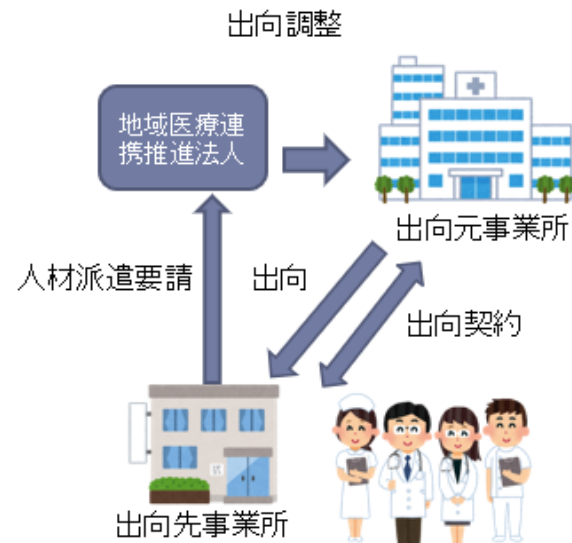
①医療介護従事者の確保と派遣や出向による人材の交流・有効活用に関する事業（連携推進業務（6））

生産年齢人口が急減し、医療従事者の確保がますます困難となる中で、各参加法人が将来にわたって持続・安定的に医療提供が行えるよう、医療介護従事者の確保に取り組んだうえで、参加法人間における職員の派遣や出向により、限られた人材の有効活用を図り、質の高い医療を提供する

②職員の資質向上に関する共同研修・勉強会・講演会等の実施に関する事業（連携推進業務（7））

限られた人員でも安定した医療サービスの提供が可能となるよう、また、高齢者等、医療・介護における複合的なニーズを有する患者への対応が多職種協働チームにて適切に行えるよう、参加法人職員を対象とした共同開催等による各種研修会、勉強会、講演会等の研修体制を構築・強化し資質の向上を図る

医療従事者の確保・相互派遣



共同研修

